

令和5年12月8日

陳 情 文 書 表

防 災 警 察 常 任 委 員 会

陳情番号	20	付議年月日	5. 11. 29
件名	集団ストーカーと神奈川県迷惑行為防止条例に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	※ 陳情者の個人情報については、神奈川県議会個人情報等取扱事務要綱第20条の規定により、削除しています。		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>集団ストーカー犯罪を取り締まれるよう条例整備を求める。</p> <p>昨今犯罪は特殊詐欺、劇場型詐欺と多様化し、銀座で起きた強盗のように「闇バイト」等で人を募集し、分担作業で行い、情報も分散し行われるので証拠が取り難く法の不備を利用しこうかつに組織的に計画し実行されています。</p> <p>集団ストーカー行為、テクノロジー犯罪は神奈川県迷惑行為防止条例の第十一条のつきまとい行為を中心に広く条例全般に渡ります。</p> <p>これら新型の犯罪を調査し取り締まり抑止出来るよう条例改正等を強く求めます。</p> <p>【陳情内容】</p> <p>① 組織的嫌がらせ行為、ガスライティング手法、集団ストーカー犯罪を県として警察と共に新型犯罪を調査把握し周知啓もうを徹底し、取り締まれるよう条例改正強化を求めます。</p> <p>② 組織的嫌がらせ行為集団ストーカー犯罪というのは、現行法であるストーカー規制法で取り締まるべきものですが、桶川のストーカー事件をきっかけとした法律で、団体等組織的な犯行を取り締まるにはわい小過ぎます。</p> <p>国に対してガスライティング手法集団ストーカー犯罪を取り締まる法整備をするよう意見書の提出を求めます。</p>			

陳情番号	25	付議年月日	5. 12. 4
件名	集団ストーカーと神奈川県迷惑行為防止条例に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	※ 陳情者の個人情報については、神奈川県議会個人情報等取扱事務要綱第20条の規定により、削除しています。		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>集団ストーカー犯罪を取り締まれるよう条例整備を求める。</p> <p>昨今犯罪は特殊詐欺、劇場型詐欺と多様化し、銀座で起きた強盗のように「闇バイト」等で人を募集し、分担作業で行い、情報も分散し行われるので証拠が取り難く法の不備を利用しこうかつに組織的に計画し実行されています。</p> <p>集団ストーカー行為、テクノロジー犯罪は神奈川県迷惑行為防止条例の第十一条のつきまとい行為を中心に広く条例全般に渡ります。</p> <p>これら新型の犯罪を調査し取り締まり抑止出来るよう条例改正等を強く求めます。</p> <p>【陳情内容】</p> <p>① 組織的嫌がらせ行為、ガスライティング手法、集団ストーカー犯罪を県として警察と共に新型犯罪を調査把握し周知啓もうを徹底し、取り締まれるよう条例改正強化を求めます。</p> <p>② 組織的嫌がらせ行為集団ストーカー犯罪というのは、現行法であるストーカー規制法で取り締まるべきものですが、桶川のストーカー事件をきっかけとした法律で、団体等組織的な犯行を取り締まるにはわい小過ぎます。</p> <p>国に対してガスライティング手法集団ストーカー犯罪を取り締まる法整備をするよう意見書の提出を求めます。</p>			